

返戻金制度について

成功報酬手数料は、年間に支払われる賃金に対し紹介する時点で、徴収するように定められています。

しかし、家政婦職の求人については、求人者様の都合で勤務日数、勤務時間が定まらず、年間賃金の算定出来ません。

従いまして、当事業所は就労者が1ヶ月間、勤務した賃金に対し所定の手数料を最1年間、毎月徴収致します。つまり、1箇月間に支払われた賃金に対して、紹介状に記載されている手数料は徴収致します。

従って返金制度はございません。